

工事費内訳書への記載事項の追加について（お知らせ）

令和8年9月 春日那珂川水道企業団

1. 法律の改正

現在、工事の入札においては、入札金額の内訳を記載した工事内訳書をいただいておりますが、入札契約適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）が改正され、材料費や労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

《内訳書に記載する項目（5項目）※詳細は別紙 1 を参照してください。

材料費、労務費、法定福利費（事業主負担分）、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金

2. 適用時期

令和8年9月以降に指名通知を行う案件から適用します。

3. 記載方法

内訳書の記入例を参考にしてください。必要事項が記載されていれば、書式は原則自由とします。

4. 各入札における取扱いについて

当面の間、材料費等について記入に不備があった場合でも入札を無効とすることはありません。

内訳書に記載する5項目の経費について

各経費の概要は、以下のとおりです。

記載に当たっては、次ページ以降の Q&A や国の労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」〈国土交通省・不動産・建設経済局 令和7年12月〉以下「ガイドライン」という。）などを参考にしてください。

経費	記載（計上）する経費の内訳	Q&A	参考ページ
材料費	直接工事のうち主要な材料費（例えば、コンクリート鋼材、機器など）を中心に計上してください。	Q8～Q10	P4
労務費	直接工事費のうち積上げ可能な労務費（歩掛、施工パッケージ型積算方式等で積算されるもの）を中心に計上してください。	Q8～Q11	P4
法定福利費の事業主負担分	現場労働者の健康保険料などに係る法定の事業主負担額を記載してください。	Q12	P4
建退共制度の掛金	建設業退職共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合に必要金額を記載してください。 対象者がいない場合は「-」と記載してください。	Q13	P4
安全衛生経費	工事に当たって必要となる安全衛生経費を記載してください。	Q14	P5

※内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して経費を記載してください。

内訳書に記載する5項目の経費に関するQ&A

Q1 新たに記載が必要となる経費は何ですか。
公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律及び国土交通省令により、次の経費の記載が必要とされています。 ① 材料費、②労務費、③法定福利費（事業者負担分）、④建退共掛金、⑤安全衛生費
Q2 なぜ材料費等を記載する必要があるのですか。
建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保として下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止対策の一環として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されました。 この改正により、建設業者に公共工事の入札の際に、材料費等を記載した工事内訳書の提出が義務化されたため、材料費の記載が必要になりました。
Q3 春日那珂川水道企業団が指定する様式で提出しなければいけませんか。
必要事項が記載されていれば、任意の様式でご提出いただいても構いません。
Q4 いくらで記載すればよいですか。算出方法は。
前ページやこのQ&A、ガイドライン等を参考に貴社が見積もる金額を記載してください。
Q5 該当がない経費はどう記載すればよいですか。
該当がない経費は空欄とせず、「-」と記載してください。
Q6 材料費等の記載のない工事内訳書を入札書提出時に提出した場合、入札が無効になりますか。
当分の間は、入札を無効にすることはありません。取り扱いが変更になる場合は、改めてお知らせします。
Q7 記載した材料費等の金額次第で入札が無効になりますか。
入札を無効とすることはありません。
Q8 材料費、労務費等で、全ては計上できないときはどうすればよいですか。
材料費、労務費等の一部のみの計上される場合は、摘要欄などに「一部のみの計上」と記載してください。
Q9 材料費や労務費を分けられない単価で積算している場合は、どのように計上すればよいですか。
市場単価方式や標準単価方式、その他の物価本掲載の価格など、材料費や労務費を分けられない単価などで積算した際の材料費等は計上の必要はありません。 これらの方式で積算された場合、摘要欄などに「算定不能」「一部のみの計上」と記載してください。

Q10 材料費及び労務費には、共通仮設費に含むものも計上してよいですか。
材料費、労務費の欄には直接工事費に係るもののみ計上してください。 共通仮設費など間接工事費に係るものを計上する場合は、摘要欄や欄外などに間接工事費の種類、材料費などに区分するなどして記載してください。
Q11 労務費の範囲を教えてください。
労務費の範囲は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、以下の①から④が該当します。 ① 基本給相当額（基本給、出来高給） ② 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当 （家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等） ③ 臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金） ④ 実物給与（通勤用定期、食事の支給）
Q12 健康保険料などの法定福利費にはどのようなものがありますか。
工事現場に従事する労働者に関する以下の保険料や拠出金です。 ・労災保険料 ・雇用保険料 ・健康保険料 ・介護保険料 ・厚生年金保険料 ・子ども・子育て拠出金 ※これらの保険料や拠出金の概要は厚生労働省などの所管官庁のホームページ等をご確認ください。 ・労災保険料、雇用保険料：厚生労働省 HP ・健康保険料、介護保険料：協会けんぽ HP、共済組合の窓口 ・厚生年金保険料子ども、子育て拠出金：日本年金機構 HP
Q13 建退共制度に係る対象の労働者がいない場合と、対象の労働者がいる場合の具体的な内容を教えてください。
① 建退共制度に係る対象の労働者がいない場合 （1）入札参加者と全ての下請け予定業者が建退共制度に参加していない場合 （2）入札参加者が建退共制度に加入しているが、当該工事現場に従事する労働者がいない場合 ② 建退共制度に係る対象の労働者がいる場合 （1）下請け予定業者が建退共制度に加入している場合 （2）入札参加者が建退共制度に加入しており、当該工事現場に従事する労働者がいる場合 ※建退共制度の概要は、建設業退職金共済事業本部の HP をご確認ください。
Q14 安全衛生経費にはどのようなものが含まれますか。
たとえば、直接工事費に含まれる交通誘導警備員や仮設材、間接工事費に含まれる保安設備や安全訓練研修などがあります。（土木工事の例を P5 に掲載しています。） 内訳書に記載する 5 項目の経費の解説（ガイドラインより抜粋）

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

《建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合》

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

必要金額を記載する。

《建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合》

- ・入札参加者及びすべての下請け予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

金額の欄に「－」と記載する。

・現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建設工事については、現場労働者の放置福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として、記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する項目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳書作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親抗横矢板、連壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		交通誘導警備員
		仮囲い		仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入口シート
間接工事費	共通仮設費	準備費		調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか
		交通管理に要する費用 安全管理等に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に関する費用	・ 列車見張り等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業技術員や安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気洗浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（すい道）各種環境測定器（酸素濃度ほか）・排気管、圧力計（高圧室内）照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報措置（潜函）・ベル、サイレン等警報措置（すい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費		倉庫、材料保管等に要する費用 ・ 火薬庫など
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費		疾病・衛生対策費	・ 健康診断（一般・特殊検針）
			安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育 安全協議会、安全大会、RST,CST

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(株)建設産業振興センター

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編